毎週月.水.金曜日発行

第4952号

目

次

規 則

- ○富山県立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例 に関する規則の一部を改正する規則
- ○富山県行政組織規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

○富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

示 告

- ○土地区画整理組合の事業計画の変更
- ○物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等
- ○土地改良区の定款変更の認可

5 15

4

1

2

○財政概況及び地方公営企業の業務の公表

共済組合公告

○富山県市町村職員共済組合公告

16

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

富山県立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する 規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月29日

富山県知事 新 田八 朗

富山県規則第31号

富山県立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特 例に関する規則の一部を改正する規則

富山県立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する 規則(令和4年富山県規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則第20号中「第14条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び」を「、第 32条の6第1項並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(行政経営室)

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月29日

富山県知事新 田 八 朗

富山県規則第32号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則(平成6年富山県規則第14号)の一部を次のように改正する。 第 326条第1項の表中

地域交通政策監地域交通政策に関する事務を担当する。

を

地域交通政策監地域交通政策に関する事務を担当する。

公民連携推進監公民連携の推進に関する事務を担当する。

に改める。

附則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(人事課)

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように改め、公 布する。

令和4年6月29日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会規則第3号

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則(昭和43年富山県教育委員会規則第8号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「施行法」という。)、」を「施行法」という。)及び」に改め、「及 び免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」とい う。)」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条各号列記以外の部分中「若しくは第2項、第16条の2第1項若しくは第2 項」を「、第16条第1項」に、「昭和29年改正法」を「教育職員免許法の一部を改 正する法律(昭和29年法律第 158号。以下「昭和29年改正法」という。)」に改め、 同条第3号中「又は第2項」を削り、同条第5号中「、第3号若しくは第8号」を 「若しくは第3号」に改め、同条第8号を削る。

第4条各号列記以外の部分中「、第3項若しくは第4項」を「若しくは第3項」 に改め、同条第11号を削り、同条第12号中「、第4号若しくは前号」を「若しくは 第4号」に改め、同号を同条第11号とする。

第15条中「及び平成20年改正施行規則附則第14条」を削る。

第17条中「又は平成19年改正法附則第2条第6項」を削る。

第19条から第31条までを削り、第32条を第19条とする。

別表第1の40のアの備考中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

様式第8号の2中「第5条第4項」を「第5条第3項」に改める。

有効期間の満了日 を に改める。 様式第19号中

授 与 条 件 有効期間の満了の日 年 月 日 を

授 与 条 件

に改める。

様式第22号から様式第28号までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県教育職員免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(教・教職員課)

富山県告示第235号

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第39条第1項の規定により砺波市出町東部第3土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和4年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 組合の名称
 - 砺波市出町東部第3土地区画整理組合
- 2 事業施行期間

令和2年10月7日から令和10年3月31日まで

- 3 施行地区
 - 砺波市杉木字狐川原、太郎丸字鍋島の各一部
- 4 事務所の所在地
 - 砺波市広上町4番16号
- 5 設立認可の年月日
 - 令和2年10月7日
- 6 変更認可の年月日

令和4年6月29日

富山県告示第236号

物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等につい て

県が令和4年度において物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務(建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。)の提供を受ける契約を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格の基準となるべき事項、資格審査の申請の方法、資格の有効期間及び当該期間の更新手続等について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第 167条の5第1項及び第 167条の11第2項の規定により次のように定め、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入 札に参加することができないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者(被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者
- 第2 競争入札に参加させないことができる者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入

札に参加することができないものとする。

- (1) 令第 167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その 事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の 使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しないもの
- (3) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者(令第 167条の2第1項第4号に規定する認定を受けた者その他知事が特に認める者(第5において「認定者等」という。)を除く。)
- (4) その他、競争入札の公正な実施又は契約内容の履行確保の観点から不適切 と認められる者

第3 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、A、B又はCの等級に格付けした者とする。ただし、物品の売払いの契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格については、この限りではない。

1 経営規模

- (1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算(申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあっては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。)における自己資本の金額(法人にあっては株主資本及び評価・換算差額等の合計額を、個人にあっては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。)
- (2) 直前決算における機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額
- (3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における 従業員数

2 売上金額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の売上金額により算出した年間

平均の売上金額

3 経営比率

直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に 100を乗じたもの)

4 事業年数

事業を開始した日から競争入札参加資格の審査の申請をした日の翌月1日ま での年数

5 国際標準規格 I S O 14001又はエコアクション21 (環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ。) の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001又はエコアクション21の認証取得の有無

6 障害者の雇用状況

富山県内に本店又は主たる営業所を有する者(以下「県内企業」という。)であって、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第 123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第37条第2項に規定する対象障害者を雇用する事業主にあっては、その雇用する対象障害者である労働者の数が同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上であること又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)に規定する継続型就労支援作業所B型(以下「就労支援作業所B型」という。)であることの有無

7 次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第 120号) (以下「次世代法」という。) に規定する一般事業主行動計画

県内企業であって、同法第12条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者にあっては、同項に規定する一般事業主行動計画を策定及び富山労働局長への届出の有無

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号) (以下「女活法」という。)に規定する一般事業主行動計画

県内企業であって、同法第8条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が 100人以下の者にあっては、同項に規定する一般事業主行

動計画の策定及び富山労働局長への届出の有無

9 男女共同参画推進事業の登録状況 県からの認証の有無

10 とやまエコ・ストアの登録状況

とやまエコ・ストア制度推進企業登録の有無

県内に複数の事業所を有する場合は、県内の全ての店舗がとやまエコ・スト ア制度の登録を受けていることを証する書類の有無

第4 資格審査の申請方法

- 1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、様式第1号による競争入札 参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出するものとする。
- 2 申請書及び第5(4)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。

なお、第5の添付書類(財務諸表を除く。)が外国語で記載されている場合 は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

- 3 第5の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令 第95号) 第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算し、記 載するものとする。
- 4 申請書用紙の交付及び申請書並びに添付書類を提出する場所は、次のとおり とする。なお、申請については、インターネットを利用する方法によることが できる。

郵便番号 930-8501

富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課

電話番号 076-444-3423、内線4318

第5 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、認定者等が申請をす る場合には、知事が別に定める書類をもって次の書類に代えることができる。

- (1) 誓約書(様式第1号の2)
- (2) 事業概要書(様式第2号)
- (3) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市区町村長が発行する身 分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されてい

ないことの証明書(ただし、市区町村長が発行する身分証明書で登記されて いないことが記載されていればこれを省略できる。)で申請の日前6月以内 に交付されたもの

- (4) 財務諸表(法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算 書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録。個人の場合は、所得税 青色申告決算書やこれ以外の確定申告書。)
- (5) 納税証明書
 - ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係るも ので、申請の日前6月以内に交付された未納がないことを証明するもの
 - イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係るもので、申請の日前6月 以内に交付された未納がないことを証明するもの
- (6) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを受けている ことを証する書類
- (7) 代理人を定めた場合にあっては、委任状
- (8) ISO 14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあっては、 ISO又はエコアクション21認証取得登録証の写し
- (9) 障害者雇用促進法に基づく雇用状況報告を管轄公共職業安定所の長に報告 している県内企業の者(報告義務のある者に限る。)にあっては、直近の障 害者雇用状況報告書の写し

上記報告義務のない者にあっては、身体障害者手帳又は療育手帳の写し就 労支援作業所B型の者にあっては、就労支援作業所B型であることを証する 書類の写し

- 10 次世代法第12条第1項に規定する県内企業の一般事業主のうち、常時雇用 する労働者の数が29人以下の者であって同項に規定する一般事業主行動計画 を策定し、富山労働局長に届出をした者にあっては、当該届出の事実を証す る書類の写し
- (11) 女活法第8条第1項に規定する県内企業の一般事業主のうち、常時雇用す る労働者の数が 100人以下の者であって同項に規定する一般事業主行動計画 を策定し、富山労働局長に届出をした者にあっては、当該届出の事実を証す

る書類の写し

- (12) 県から男女共同参画推進事業所として認証を受けた者にあっては、当該認証を証する書類の写し
- (13) とやまエコ・ストア制度推進企業として県に登録された者にあっては、当 該登録申請書の写し

県内に複数の事業所を有する場合は、県内の全ての店舗がとやまエコ・ストア制度の登録を受けていることを証する書類

- (14) 債主名登録(変更)書兼口座振替届
- (15) 84円分の返信用郵便切手
- 第6 資格審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

- 第7 資格の有効期間及び更新手続
 - 1 競争入札参加資格の有効期間は、第3の規定による格付けをされた日から当該格付けの日の属する年の10月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。
 - 2 競争入札参加資格の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の 2 月前までに申請書を提出するものとする。
- 第8 申請書記載事項の変更

第3の規定による格付けをされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに、その内容を書面により知事に届け出るものとする。

第9 特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務 の種類

県が令和4年度において富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第1条に規定する特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等の種類は、次のとおりである。

物品等の種類 情報システム機器、電気・通信機械、電気・電子測定機器、 車両類、什器備品等

第10 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山 県条例第54号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせる ことができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行わ れたものとみなす。
- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行 う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 規則(平成16年富山県規則第22号)第3条の規定の例による。

第11 その他

競争入札参加資格者名簿及び申請者から提出された申請書又は添付書類の内 容は、その全部又は一部を公表することがある。

様式第1号(第4関係)

競争入札参加資格審查申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

富山県が締結する物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務(建設工事、 建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。)の提供を受け る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和4年富山県告示第236号)第1(競争入札に参加することができない者)各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項のすべては事実と相違ないことを誓約します。

納入等を希望する主な物品又は役務の種類

品目番号

事業品目

第1希望

第2希望

第3希望

添付書類

必須提出書類

- 1 競争入札参加資格審查申請書(様式第1号)
- 2 誓約書(様式第1号の2)
- 3 事業概要書(様式第2号)
- 4 登記事項証明書(法人の場合)又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書(個人の場合)
- 5 財務諸表(2年分)
- 6 納税証明書(主たる事務所又は事業所が所在する税務署及び富山県により賦課された税に係るもの)
- 7 債主名登録(変更)書兼口座振替届
- 8 84円分の返信用郵便切手

任意提出書類

- 1 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類
- 2 代理人に対する委任状
- 3 国際標準規格IS014001又はエコアクション21の認証取得登録証の写し
- 4 障害者雇用状況報告書の写し又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し 就労支援作業所B型であることを証する書類の写し
- 5 一般事業主行動計画策定・変更届の写し(「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第 120 号)」に係るもの)
- 6 一般事業主行動計画策定・変更届の写し(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号)」に係るもの)
- 7 男女共同参画推進事業所の認定証の写し
- 8 とやまエコ・ストア制度の登録を受けていることを証する書類
- 9 事業を開始して1年を経過していない者で知事が特に認める者にあっては、別に定める書類

作成責任者 役職

氏名

連絡先電話番号

作成担当者 部署

氏名

連絡先

電話番号

様式第1号の2 (第5関係)

誓 約 書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、富山県が実施する 物品等の調達契約に係る競争入札参加資格申請を行うに当たり、以下に掲げる項 目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利 益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿(役職名、氏名、性別、 生年月日及び住所の一覧表)を提出すること、並びに、これらの提出書類から確 認できる範囲での個人情報を富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はそ の支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- 2 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規 定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与してい る者
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す るなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与し ている者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している 者
- 6 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用し ている者

年 月 H

富山県知事 殿

住所 (所在地) 商号又は名称 代表者職·氏名

氏名 連絡 先 作成責任者 役職

電話番号

連絡 先 作成担当者 部署 氏名

電話番号

(本) [
帳票コード	ード SO1 変更区分 ** 4 ※ 検主番号 ** 0 7 ** 12 ** 事	業	開選	軸	 .			※ ピンク	ピンク色表示の欄のみ記入ください。	のみ記入	ください。		
13 H たる 01 井湫品日帯寺	8 15 19 主たる事業品目番号 17 1819 20 以外の事業品目番号 15 18 19 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20					法	×	用			個人	田一	
	主たる事業品目番号が90(その他)の 21 ときの事業内容(20文字以内3つまで)	09	M.K.	区 直前決算時分	4	利益金 (損失金) 処分時の取崩額	B 利益金 (損失金) 処分時の積立額	損失金) C 積立額	₩ - A	-B+c ⊠	·	鬱	
13 02	フリガナ IS	144 X 13 92 08		部下	8		£ .	\$			99	#HH	19 E
- 1	又は個人名 选 人 種 別 ⁵⁰ ⁵⁴ 近人種別名		Ī	2 3	22		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	92	$\langle \ \rangle$	(H)	102		108
	代表者名 15	62		霍俐	\	\				米出街			
事務	精道所具 市区町村コード 67 67 荷 市 市 市 市 市区町村 郵便番号 68 - 15 府 群	区 13 09 町村	∮Π (+	福村金	25		322	- 45		申継出	920		61
13 年 4		20		1 2/86			29	52			23 H		88
	5.0 大学 5.8	104		章 题 竺 将	\	\		\		<u>家</u>	继振		
<u> </u>	一	116 13		15	92		32	150		H E	92		61
13	7 J H 16	_				\				na.			
	洗 人 名 ts 又は個人名	92		機 械	路首盤	瀬 運 搬	首	工員	その他の種品	86	, in the		109
	法人權別 33 站人種別名		型 炭	技術関係	千円 千田	斯売開係 徐	千円 千円 (丰 務関係従業目	#	litte	+	田
佐た	作 表 考 分 15	62 13	** 員	15		21		27		33			38
- 1	17 To 18 To	=					-	7		7			\prec
光發車	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	国 村			年 年 月	日から日末で		サ 年	月 日から 月 日まで		-	D+E+F+G	
si 07 个	IIA全名 15 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	\$5 \$4	完上个	90 年		Q	恒温。			- T		2	
	55 ビル名等	104		N 14 C		千円	\neg	#	5		0.1		8
	100 市外总额 海岛 海岛	116			+ #	日まで	3.失算	 #	л В В В		6		0
13 14 FA3	F A X me b (注)	40		69		я <u>f</u>	75			G 6		# EH	F
	国際標準規格ISO14001又はエコアクション 4・無 8女共同参画推進事業所の認証取得 4・無 9女共同参画推進事業所の認証取得 4・無	44 **	Si Si	流	資産の	額田	海	負債の額	-	規	光掛	H/I×100	П
所 所 別 B 西	有・無		世 地 出 崇	15			27			68			41
仕事と	は事と子育で同立支援企業に該当 右・無 女性活躍推進企業に該当 右・無	46 12		桓	**	井田井	継	来	E #	海 海	※	· ** **	藜
事業種目 D	(具体的・詳細に)		₩ ₩			明治		犯别		担害			64
主要仕入先	表			2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年月	2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	から年	2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	まで年	2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年	Я	サ
(世)	(注)FAX番号は、従たる事務所等に委任する場合には、従たる事務所のFAX番号のみを記載してください。		(共)	上金額は、)	決算期間が6億	(注)売上金額は、決算期間が6箇月の場合は上欄及び下欄に、1年の場合は上欄に記載してください。	欄及び下欄に	こ、1年の場合	よ上欄に記載	してください	°		ı

富山県告示第237号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、令和4年5月24日認可した。

令和4年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第238号

十地改良区の定款変更の認可について

庄東用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和4年5月24日認可した。

令和4年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第239号

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和4年5月24日認可した。

令和4年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

財政概況及び地方公営企業の業務の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 243条の3第1項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例(昭和23年富山県条例第6号)の規定による令和3年10月 1日から令和4年3月31日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業 法(昭和27年法律第 292号)第40条の2第1項並びに富山県病院事業の設置等に関 する条例(昭和41年富山県条例第59号)第10条及び富山県公営企業の設置等に関す る条例(昭和41年富山県条例第60号)第6条の規定による令和3年10月1日から令 和4年3月31日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のと おり公表します。

(なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び 町村役場に備えて閲覧に供します。)

令和4年6月29日

富山県知事 新 田八 朗

富山県市町村職員共済組合公告

富山県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を 公告する。

令和4年6月29日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田悠 紀

1 組合に属する地方公共団体等の数は、次のとおりである。

市	町	村	一部事務組合等	計
10	4	1	15	30

組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

(単位:人、円)

	区分	組合員数	標準報酬の	一人当たり
種別		組口貝奴	月 額	標準報酬月額
一般組合員	長 期	12, 337	4, 345, 896, 000	352, 265
	短 期	12, 557	4, 513, 106, 000	365, 819
市町村長組合員	長期	12	7, 800, 000	650, 000
	短 期	12	10, 170, 000	847, 500
特定消防組合員	長期	1, 224	471, 760, 000	385, 425
付足仍则租口貝	短 期	1, 224	471, 760, 000	385, 425
70歳以上 一般組合員	長期	22	6, 170, 000	280, 455
一般組合員	短期	22	9, 000, 000	409, 091

70歳以上	長期	2	1, 950, 000	650, 000
7 0 歳 以 上 市町村長組合員	短 期	3	2, 590, 000	863, 333
後 期 一 般 組 合 員	長期	3	980, 000	326, 667
組合員	短 期	3	1, 420, 000	473, 333
小計	長 期	13, 601	4, 834, 556, 000	355, 456
\1, EI	短 期	13, 601	5, 008, 046, 000	368, 212
任意継続組合員	短 期	104	35, 560, 000	341, 923
合 計	長 期	13, 601	4, 834, 556, 000	355, 456
	短 期	13, 705	5, 043, 606, 000	368, 012

組合職員の数は、次のとおりである。 3

(単位:人)

経理単位	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸付	計
人 員	14	1	3 ※	3	1	22

※出向職員

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

損益計算書の要旨 (単位:千円)

	経	理	区	分	短	期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	業務	保 健	宿 泊	貯 金	貸付	財形
	負	1	担	金	3,	548,688	10,665,233	556,013	79,418	_	156,459	132,828	_	_	_	_
収	掛	金(組合	員	保険料)	3,	578,750	6,769,961	556,007	_	_	_	129,589	_	_	_	_
	施	設収入	• 商	品売上	-	_	_	_	_	_	_	_	124,613	_	_	_
	利	息及で	び酉	记当金	-	2,160) –	_	_	1,541	1,216	2,417	15	676,721	8,432	0
	そ	の他	0)	収入	. (611,712	2 –	_	_	_	62,496	_	7,024	773	91	_
	他組	経理か	Б 0.	繰入金	È	_	_	_	_	_	29,487	_	47,050	_	_	_
入	前	年度支	払	準備金		432,827	7 —	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		Ī	計		8,	174,137	7 17,435,194	1,112,020	79,418	1,541	249,658	264,834	178,702	677,494	8,523	0
	給	1	寸	金	3,	531,709	9 –	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	役	職」	Ę	給与	-	_	_	_	_	_	98,170	5,338	17,209	20,440	4,307	_
	旅	費 •	事	務費		_	_	_	_	_	12,854	975	1,137	2,171	120	_
	商	品	仁	土 入		_	_	_	_	_	_	_	2,578	_	_	_
支	飲	食札	才	料費	,	_	_	_	_	_	_	_	28,624	_	_	_
	委	Ī	托	費		_	_	_	_	_	14,162	1,555	89,773	_	_	_
	支	払	禾	训 息		_	_	_	_	1,541	_	_	_	670,600	1,541	_
	退	職者給	付	拠出金	1	53	3 –	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	前	期高齢	者;	納付金	: (690,465	5 –	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	後	期高齢	者	支援金	1,	719,710) –	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	病	床転打	奥 ラ	支援金	:		5 –	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	介	護	納	付 金	: 1	857,200) –	_	_	_	_	_	_	_	_	_
出	連	合 会	払	込金	:	99,596	17,435,194	1,112,020	79,418	_	69,507	_	_	_	_	_

_												
	連合会拠出金	373,122	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
	連合会分担金	_	_	_	_	_	4,954	3,073	_	_	_	_
	他経理への繰入金	29,487	_	_	_	_	_	32,000	_	_	15,050	_
	その他の支出	_	_	_	_	_	37,787	198,416	100,835	7,417	2,738	_
	次年度支払準備金	498,651	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	計	7,799,998	17,435,194	1,112,020	79,418	1,541	237,434	241,357	240,156	700,628	23,756	0
君当	É引当期利益金又は á期損失金(△)	374,139	0	0	0	0	12,224	23,477	△61,454	△23,134	△15,233	0

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

	経	理	区	分		短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過 的長 期	退職等年金 預託金管理	業務	保 健	宿 泊	貯 金	貸付	財形
資	流	動	Ý	資	産	4,166,199	1,049,105	70,268	484	36,691	461,909	844,346	341,322	2,574,297	47,376	348
	固	定	Ì	資	産	_	_	_	_	129,000	96	_	905,242	59,050,925	645,797	_
産	繰	延	Ì	資	産	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
資	Ť	産	Ê	ì	計	4,166,199	1,049,105	70,268	484	165,691	462,005	844,346	1,246,564	61,625,222	693,173	348
負	流	動	1	負	債	_	1,049,105	70,268	484	_	8,786	18,443	20,593	55,234,685	1	_
	固	定	1	負	債	498,651	_	_	_	165,691	60,683	1,743	14,275	15,840	157,456	_
債	負	債	í	合	計	498,651	1,049,105	70,268	484	165,691	69,469	20,186	34,868	55,250,525	157,457	0
	資	本	剰	余	金	_	_	_	_	_	_	_	2,233,386	_	_	_
純資産	利	益	剰	余	金	3,667,548	3 –	_	_	_	392,536	824,160	_	6,374,697	535,716	348
産	欠		損		金	_	_	_	_	_	_	_	1,021,690	_	_	_
	純	資	産	合	計	3,667,548	3 0	0	0	0	392,536	824,160	1,211,696	6,374,697	535,716	348
負	負債	純	資	産合	計	4,166,199	1,049,105	70,268	484	165,691	462,005	844,346	1,246,564	61,625,222	693,173	348